

個人住民税について

平成23年12月7日

総務省

平成23年度税制改正大綱（抄）

平成22年12月16日
閣議決定

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

2. 個人所得課税

(2) 個人住民税

① 基本的な考え方

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しています。そのため、所得税と異なる、次のような特徴を有しています。

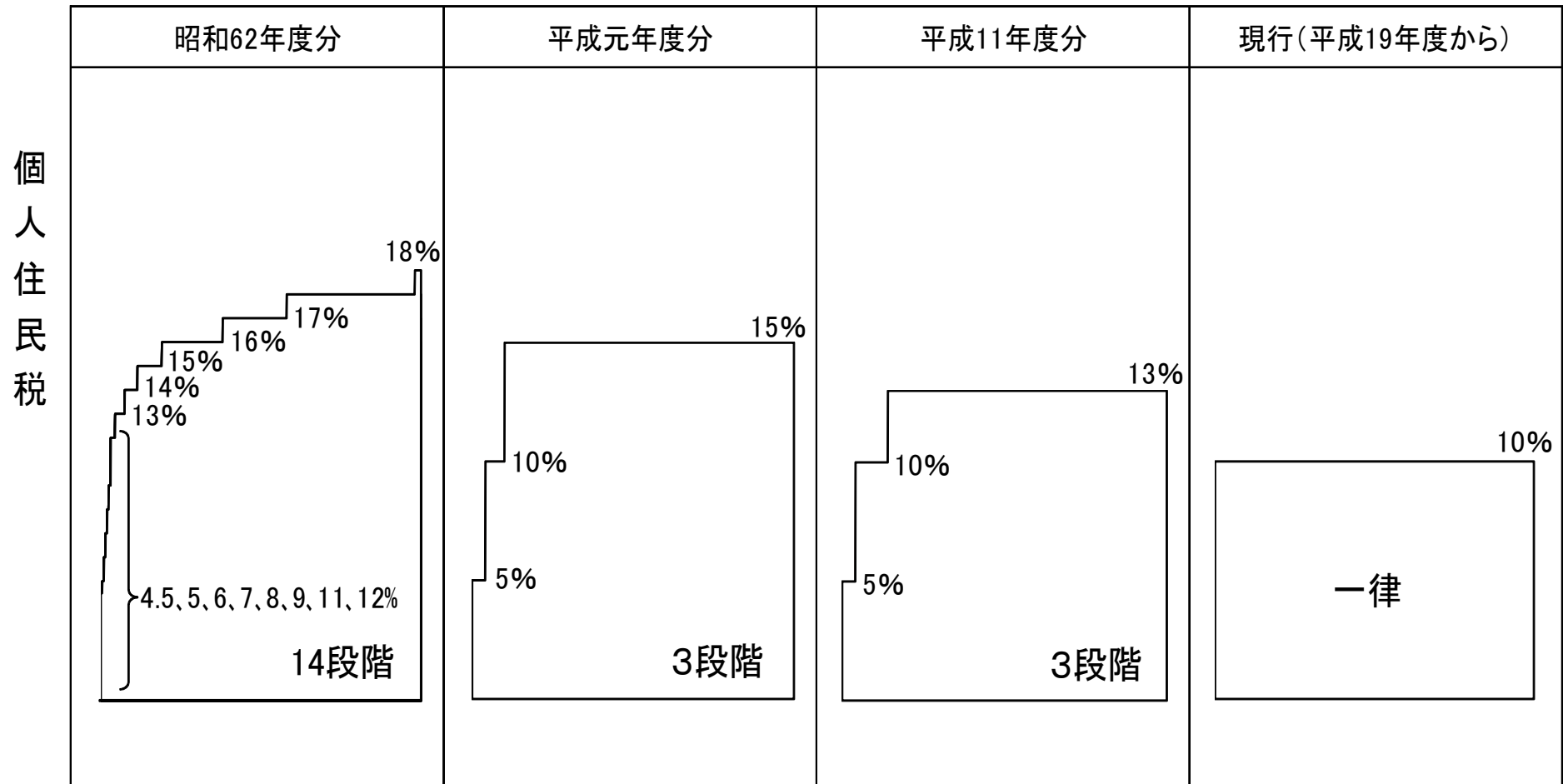
- ・ 税率構造は、10%比例税率を基本とし、応益性を明確化
- ・ 所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内
- ・ 税額控除は課税技術上の控除が中心で、政策的な控除は極めて限定的

地域主権改革を進めていく観点からは、地方税源を充実することが必要であり、そのための方策の一つとして、個人住民税の充実強化を検討することは、地方消費税と並ぶ重要な課題です。

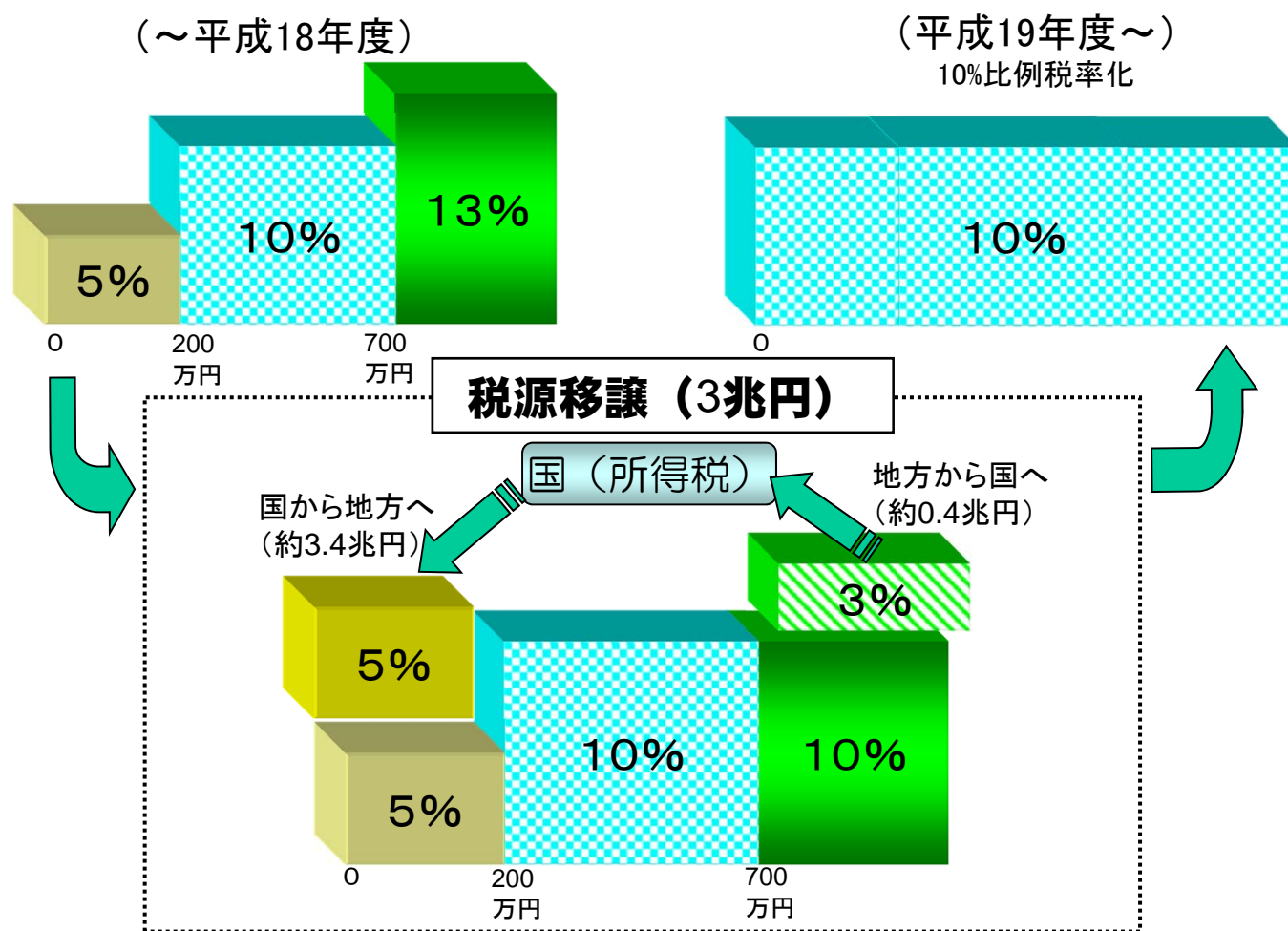
個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、個人住民税の諸控除の見直しについて検討を進めます。

個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

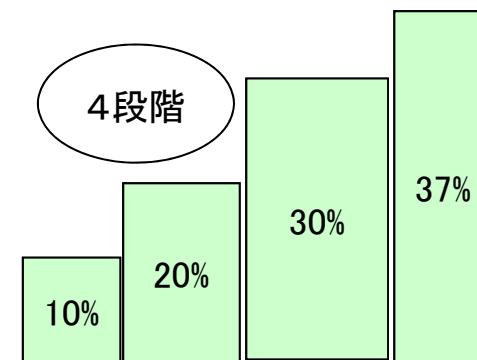


税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

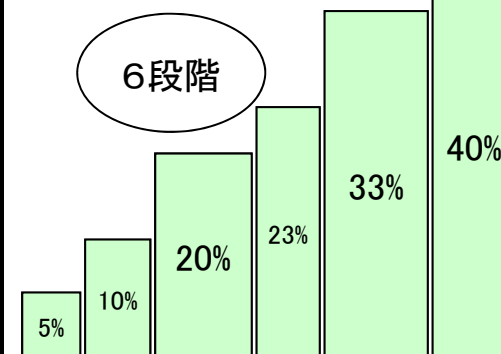


<参考>所得税率

(～平成18年)



(平成19年～)



- 所得税から個人住民税へ3兆円の税源移譲
- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%に改正

個人住民税の10%比例税率化の考え方

① 応益性の明確化

- 所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで、受益と負担の関係がより明確化。
「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格にふさわしい税率構造へ。
- 税源移譲前後で、個人住民税・所得税の合計税率は同じ。国・地方を通じた累進構造に変化なし。

② 地域間の税源偏在度の縮小

- 比例税率化により13%→10%の減収の影響は、高額所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の影響は全ての納税者に発生し、全ての団体に作用することから、税収の偏在度が縮小。

③ 税収安定性の向上

- 累進税率から比例税率とされたことにより、景気変動に対する税収の安定性が向上。

人的控除の概要(個人住民税)

- 個人住民税の所得控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格(応益的な性格)から、所得税の控除額よりも低く設定
- 例えば、平成11年の所得税において講じられた年少扶養控除加算は、個人住民税では講じられなかった等、控除項目についても抑制的

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額			本人の所得要件	
			【現行】	(参考) 所得税	24年度～		
基礎的	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—	
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	—
		老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	昭和56年度 (1981年度) 昭和58年度 (1983年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者 ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	38万円 +23万円	48万円 +35万円	— 【同居特別障害者控除に改組】
人的控除	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下	
	扶養控除	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者 ・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族 【24年度～:16歳未満を廃止・年齢16歳以上19歳未満を追加】	33万円	38万円	—
		特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 【24年度～:19歳以上23歳未満に縮減】	45万円	63万円	—
		老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円	—
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】
		(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	—
	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	—	
(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円	—		
人的控除	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			53万円(所得税:75万円) 【新設】	
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下	
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下	
勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下		

その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概要	控除額の計算方法(所得税との比較)
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	所得税と同じ
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	所得税と同じ
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	所得税と同じ
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	所得税と同じ
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除	控除額 7万円(最大) [<所得税>控除額 12万円(最大)]
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	控除額 2.5万円(最大) [<所得税>控除額 5万円(最大)]

社会保険等やむを得ない支出等による
担税力の減殺に
配慮する控除

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

※ 平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約に係る保険料については、損害保険料控除(控除額1万円(最大))の適用が経過措置として認められている。

個人住民税の税額控除

○ 個人住民税の税額控除は、課税技術上の控除が中心であり、政策的控除は極めて限定的

税額控除名	趣旨
配当控除	二重課税の調整
外国税額控除	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	
調整控除	税源移譲に伴う調整
住宅借入金等特別税額控除	
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金や都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金等を控除（ 地方団体の受益の範囲内 ）

主として課税技術上の控除

(参考) 所得税における政策的税額控除の例

対象	税額控除名
個人	既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除
	事業基盤強化設備等を取得した場合の特別控除

所得税の政策的税額控除は、個人住民税には設けられていない。

平成22年度改正・23年度改正法案（衆議院総務委員会での修正前）における扶養控除の見直しのイメージ

